

通行・駐車禁止除外標章制度の改正について

通行・駐車除外の対象車両の追加や申請書の様式が変わりました。

改正年月日

令和7年（2025年）7月1日（火）

主な改正ポイント



1 通行・駐車禁止除外標章

(1) 除外対象車両の追加

保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

※ 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行う（医師の指示を受け、訪問看護計画にない訪問先において緊急訪問を行う場合）ための車両です。

※ 疎明資料として、緊急時訪問看護体制届出書や24時間対応体制加算に係る届出書の写しを添付してください。

※ 警察本部交通規制課のみの受付となります。郵送での受付、交付も対応可能ですので、個別にお問い合わせください。

(2) 申請書様式の改正(全国統一)

- 除外標章の交付申請・・・・・・・・・・除外標章交付申請書
- 除外標章を紛失、滅失、汚損、破損等したとき・・除外標章再交付申請書
- 車両のナンバーを変更したとき・・・・・・・・除外標章記載事項変更届

番号	
通行 駐車	禁止除外指定車
用 途 ()	
車両登録番号	
除外する区域 又は 道路の区間	岐 阜 県 内
有効期限	年 月 日まで
発行日	年 月 日
岐阜県公安委員会	

車両の変更や有効期限満了に伴う更新については新規申請と同様に、除外標章交付申請書にて申請してください。

有効期限が満了していない標章は引き続き、使用可能で、新たな申請は不要です。

新たな申請や次回更新時には新様式で申請してください。

なお、新様式は岐阜県警ホームページにてダウンロードしてお使いください。

【通行・駐車禁止除外標章】